

山形県カーリング協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は「山形県カーリング協会」と称し英文名は「The Yamagata Curling Association」(略称Y. C. A)とする。

(事務所)

第2条 本協会は事務所を山形市長町二丁目8-12内に置く。

(目的)

第3条 本協会は山形県におけるカーリング界を統括し代表する団体として、カーリングの普及及び振興をはかり、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本カーリング協会に対し、山形県を代表する行為。
- (2) カーリング競技の普及及び広報活動
- (3) カーリング競技の技術の向上ならびに指導者の養成。
- (4) 山形県における大会の開催。
- (5) カーリングに関する情報・資料の収集及び提供。
- (6) その他、本協会の目的達成のために必要な事業。

第2章 組織

(会員・準会員)

第5条 本協会は本協会の目的に賛同する山形県に住所を有する個人を会員または準会員とする。

- 2 準会員の取り扱いについては、会長が別に定める。

(入会)

第6条 本協会への入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出し理事会の承認を得て入会することができる。

(会費)

第7条 会員は別に定める会費を納めるものとする。

(役員)

第8条 本協会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 理事 5名以上10名以内
- (6) 監事 若干名

(役員を選任)

第9条 役員を選任は、次の通り行うものとする。

- (1) 会長、副会長、理事は総会において選任する。
- (2) 理事長、副理事長は理事会において互選する。
- (3) 監事は、理事会の推薦により総会において選任する。

(役員職務)

第10条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本協会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事長は会長の命を受け会務を執行する。副理事長は理事長を補佐する。
- (4) 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。但し、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(顧問等)

第12条 本協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
- 4 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

第3章 会議

(総会)

- 第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長がこれを召集する。
- 2 総会の議長は、理事長がこれを務める。
 - 3 総会は会員の過半数の出席をもって成立するものとする。
 - 4 総会における議決は出席会員の過半数の賛成を要する。
 - 5 総会は次の事項を議決する。
 - (1) 会長・副会長・理事・監事の選任。
 - (2) 予算及び決算に関する事項。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事項。
 - (4) その他、本協会の運営に関して必要な事項。

(理事会)

- 第14条 理事会は、理事長がこれを召集する。
- 2 理事会の議長は、理事長がこれを務める。
 - 3 理事会は理事の過半数の出席をもって成立するものとする。
 - 4 理事会における議決は出席理事の過半数の賛成を要する。
 - 5 理事会は本協会の運営に関する具体的事項を決定する。

第4章 会計

(経費)

- 第15条 本協会の経費は次の収入でまかなう。
- (1) 年会費
 - (2) 寄付金及び助成金
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) その他の収入
- 2 スケート場等の施設利用料はこれを別に定める。

(会計年度)

- 第16条 本協会の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(財産)

- 第17条 備品・耐久用具等は、財産目録を作成し会長がこれを管理する。

第5章 事務局

(事務局)

- 第18条 本協会の事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局長は理事会の推薦により会長が任命する。
 - 3 事務処理に関し必要な事項については、会長が別にこれを定める。

第6章 補足

- 第19条 この規則に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定めることができる。

付則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附則（平成17年12月10日）

この規約の変更は平成18年4月1日から施行する。

附則（平成29年11月17日）

この規約の変更は平成29年12月1日から施行する。

附則（令和6年8月20日）

この規約の変更は令和6年9月1日から施行する。